



佐賀県公報

平成17年
12月28日
(水曜日)
号 外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

教育委員会事項

◎佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (規則・二九) 一

人事委員会事項

◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則 (規則・四五) 一

◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (" "・四六) 二

◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (" "・四七) 三

◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (" "・四八) 六

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正 (規程・三) 六

◎ 教育委員会事項

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

◎佐賀県教育委員会規則第二十九号

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁及び学校その他の教育機関に勤務する現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「特殊車両運転手当、農場管理手当及び温室内作業従事手当」を削り、「別表第二から別表第五まで」を「別表」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とし、別表第三から別表第五までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

◎ 人事委員会事項

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十五号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則(昭和二十七年佐賀県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」を「第十六条」に改める。

第二条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第三条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(教員特殊業務手当)

第五條 条例第八條第二項第一号の人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八條の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害とする。

2 条例第八條第二項第四号の人事委員会規則で定める額は、六百円（人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合は、千二百円）とする。第七條を削る。

第八條中「第十二條第一項」を「第九條第一項」に改め、「寮務主任並びに」を「寮務主任、」に改め、「置かれる学年主任」の下に「並びに三学級未満の部に置かれる主事」を加え、同條を第六條とする。

第八條の二を削り、第九條を第七條とする。

第十條の見出し中「舎監兼務の手当、同和教育推進手当及び」を削り、同條中「舎監兼務（寮兼務を含む。）の手当、同和教育推進手当及び」を削り、同條を第八條とし、第十一條を第九條とする。

第十二條中「様式第一号から様式第九号まで」を「様式第一号から様式第六号まで」に改め、「第二條第一項第一号、」及び「第十一條又は第十二條」を削り、同條を第十條とする。

別表中「第八條関係」を「第六條関係」に改め、同表の盲学校、ろう学校及び養護学校の項中「教務主任」を「各部の主事、教務主任」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「様12様12」を「様10様10」に改める。

様式第四号及び様式第五号を削る。

様式第六号中「様12様12」を「様10様10」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第七号中「様12様12」を「様10様10」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第八号を削る。

様式第九号中「様12様12」を「様10様10」に改め、同様式を様式第六号とする。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月二十八日
佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第四十六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

業務課	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条の規定に基づき任命された麻薬取締員	三
-----	---	---

を

環境センター	環境に関する試験研究又は調査研究の業務に従事する職員	一
業務課	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条の規定に基づき任命された麻薬取締員	三

に改め、

同表の保健所及び衛生薬業センターの項中「及び衛生薬業センター」を削り、同表の総合福祉センターの項の次に次のように加える。

衛生薬業 センター	(1) 細菌を取り扱う臨床検査技師及び常時その補助に従事する職員	二
	(2) 衛生に関する試験研究又は調査研究の業務に従事する職員	一
	(3) 薬業に関する試験研究又は調査研究の業務に従事する薬剤師	

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十七号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号中「第四条第一項第三号から第七号まで」を「第四条第一項第二号から第六号まで」に改め、同号を同条第二号とする。

第十二条第一項中「職員は、保健所に勤務する職員のうち、次に掲げる職員」を「業務は、次に掲げる業務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、帳票又は書類のみを対象とする立入検査を除くものとする。

第十二条第一項各号を次のように改める。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づき、食中毒発生時の患者又は関係施設に対して行う検体採取又は試験検査の業務

二 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）、公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）又は水道法（昭和三十三年法律第七十七号）に基

づき、関係施設で行う立入検査、試料の採取又は試験検査の業務

三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）に基づき、関係施設で行う立入検査、試料の採取又は試験検査の業務

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に基づき、関係施設で行う立入検査、試料の採取又は試験検査の業務

五 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）又は危険な動物の飼養及び保管に関する条例（昭和五十六年佐賀県条例第二十六号）に基づき、関係施設に対して行う立入検査又は動物若しくはその死体の取扱いの業務（条例第十六条の狂犬病予防作業手当を支給される業務を除く。）

六 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に基づき、関係施設で行う立入検査、試料の採取又は試験検査の業務

七 前各号のほか、身体に有害な物質を使用し、保管し又は排出する施設で行う立入検査、試料の採取又は試験検査の業務

第十二条第二項中「勤務した月一月につき七千円」を「業務に従事した日一日につき二百三十円」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十八条の見出しを「爆発物取扱手当」に改め、同条中「取締」を「取扱」に、「二百五十円」を「七百五十円」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号と

し、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 前項第一号に係るもの 四百五十円
 - 二 前項第二号に係るもの 三百円
 - 三 前項第三号に係るもの 二百二十円
- 第三十一条第一項中「第三十二条第一項第十六号」を「第三十二条第一項第十三号」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項第一号から第十号まで」を「第三十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第三十二条第一項第四号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日一日につき五百六十円とする。

第三十一条第十四項を第十八項とし、第十三項を第十七項とし、同条第十二項中「第三十二条第一項第二十号」を「第三十二条第一項第十七号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「第三十二条第一項第十九号」を「第三十二条第一項第十六号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第三十二条第一項第十八号」を「第三十二条第一項第十五号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第三十二条第一項第十七号」を「第三十二条第一項第十四号」に、「第二号、第四号及び第十八号」を「第四号、第五号及び第十五号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三十二条第一項第十六号」を「第三十二条第一項第十三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第三十二条第一項第十五号」を「第三十二条第一項第十二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第三十二条第一項第十四号」を「第三十二条第一項第十号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第三十二条第一項第十二号」を「第三十二条第一項第九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 条例第三十二条第一項第五号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 高速自動車国道及び自動車専用道路における交通人身事故捜査、暴走族の捜査及び取締り並びに飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査の作業 八百四十円（交通人身事故捜査に従事した時間帯の全部又は一部が日没時から日出時までの間である場合は、千二百六十円）
- 二 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における交通人身事故捜査、暴走族の捜査及び取締り並びに飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査の作業 五百六十円（交通人身事故捜査に従事した時間帯の全部又は一部が日没時から日出時までの間である場合は、八百四十円）
- 三 高速自動車国道及び自動車専用道路における交通整理、交通取締り等（第一号に掲げるものを除く。）の作業 四百六十円
- 四 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路における交通整理、交通取締り等（第二号に掲げるものを除く。）の作業 三百十円

5 条例第三十二条第一項第六号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 交通取締り用自動二輪車の運転業務 五百六十円
- 二 交通取締り用自動車（自動二輪車を除く。）及び警ら用自動車の運転業務 四百二十円

6 条例第三十二条第一項第七号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日一日につき三百四十円とする。

7 条例第三十二条第一項第八号に規定する作業に係る警務作業手当は、職員が道路上で運転免許技能試験を行う場合に支給し、その額は職員が作業に従事した日一日につき百四十円とする。

第三十一条に次の二項を加える。

19 条例第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する作業に係る警務作業手当の支給を受ける職員には、同項第四号から第八号までに規定する作業に係る警務作業手当は支給しない。

20 職員が同一の日において条例第三十二条第一項第四号から第八号までに規定する作業に二以上従事した場合には、その従事した作業のうち当該職員の本務に関する作業に係る警務作業手当（その従事した作業に当該職員の本務に関する作業がない場合は、当該作業に係る警務作業手当のうち最も高額なもの（その額が同額である場合は、いずれか一））に限り支給する。
第三十一条の二中、「第十二条第二項、第十三条第三項」を削り、第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条第八号中「第三十二条第一項第一号から第十号まで」を「第三十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同号を同条第六号とする。

第三十四条中「様式第一から様式第二十三まで」を「様式第一から様式第二十二まで」に改める。

別表第二の第一号の作業の項を削り、同表の第二号の作業の項中「第2号」を「第1号」に改め、「情報管理課照会係及び捜査第一課手口係に勤務する職員」を削り、「並びに科学捜査研究所」を「及び科学捜査研究所」に改め、同表の第三号の作業の項中「第3号」を「第2号」に改め、同表の第四号の作業の項から第九号の作業の項までを削り、同表の第十号の作業の項中「第10号」を「第3号」に改める。

様式第十三を削り、様式第十二を様式第十三とし、様式第六から様式第十一までを一様式ずつ繰り下げ、様式第五の次に次の二様式を加える。

様式第六 (第34条関係)

衛生業務従事実績簿
所属名

氏名

所属 長印	直接監督 責任者印	月	日	作	業	内	容	従事 者印
----------	--------------	---	---	---	---	---	---	----------

--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第十五を削り、様式第十六を様式第十五とし、様式第十七から様式第二十までを一様式ずつ繰り上げ、様式第二十一中

所属名 氏名

所属 長印	直接監督 責任者印	月	日	作	業	の	種	類	作	業	内	容	従事 者印

を

所属長印	直接監督 責任者印
------	--------------

年 月 日 所属名

氏	名	作	業	の	種	類	作	業	の	内	容

に改め、

同様式を様式第二十とし、様式第二十二を様式第二十一とし、様式第二十三中「第31条第10項」を「第31条第16項」とし、「第31条第11項」を「第31条第17項」に改め、同様式を様式第二十二と定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四十八号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

- 別表第十七の1大学卒の六大学4卒の項の(12)中「旧司法試験法による司法試験」を「旧司法試験（平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び旧法による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験をいう。以下同じ。）」に改め、同項の(13)中「公認会計士法」を「公認会計士法（昭和23年法律第103号）」に改め、「第2次試験」を削り、同項(14)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(13)の次に次のように加える。
- (14) 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験の合格

別表第十七の2短大卒の二短大2卒の項の(11)中「司法試験法による司法試験」を「旧司法試験」に改め、同項の(12)中「公認会計士法」を「平成15年法律第67

号による改正前の公認会計士法」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道規程第三号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

第九条第二項中「業務手当」を「高圧電気管理手当、高所作業手当、特殊現場作業手当」に改める。

第九条第三項を次のように改める。

3 高圧電気管理手当、高所作業手当及び特殊現場作業手当を支給する業務の内容並びに手当の額については、高圧電気管理手当・高所作業手当・特殊現場作業手当支給表（別表第五）のとおりとする。

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 所属長は、高圧電気管理手当、高所作業手当及び特殊現場作業手当について、別記様式による従事実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

別表第五を次のように改める。

別表第五(第9条関係)

高圧電気管理手当・高所作業手当・特殊現場作業手当支給表

手当の種類	業務の内容	支給額
高圧電気管理手当	電気の管理(高圧遮断機の投入、限流ヒューズの取り外し、高圧パスの投入等)	作業に従事した日1日につき220円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での建設工事又は改修工事の作業又は監督	作業等に従事した日1日につき220円(当該作業等が20メートル以上の箇所で行われたときは320円)
特殊現場作業手当	交通量の多い道路で交通をしや断することなく行う作業	作業に従事した日1日につき300円

別表第六の次に次の様式を加える。

別記様式 (第9条関係)

特殊勤務従事実績簿

手 当

所属長印	直接監督 責任者印	月 日	従事時間	業 務 内 容	従事者印

備考 この様式は、各手当ごとに作成する。

附 則

この規程は、平成十八年一月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷